

コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について

1 委員会指示（漁業法第120条第1項及び第171条第4項）

内水面委員会は、次のような場合に、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- ① 水産動植物の繁殖保護を図る
- ② 漁業権又は入漁権の行使を適切にする
- ③ 漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図る
- ④ その他漁業調整のために必要があると認めるとき

2 コイヘルペスウイルス病

コイヘルペスウイルス病は、「持続的養殖生産確保法」に基づく特定疾病であり、平成15年に我が国で初めて発生が確認されて以降、コイの移動制限、殺処分等のまん延防止措置が講じられている。

このウィルスに感染したコイに触れたり食べたりしても人への影響はないが、コイに対しては病原性が高く、水温 23°Cで 70~100%が死亡する大きな漁業被害を与える恐れのあるコイ特有の疾病で、現在のところ有効な治療法はない。

本県でも、平成17年6月に初めて確認され、当該疾病のまん延防止を図る必要から、コイの持ち出し制限及び放流の制限等を内容とした委員会指示を平成17年6月3日付けて発出した。

当該疾病は依然として全国で発生が認められ、本県においても散発的に発生しており、まん延防止措置を継続、徹底すべきことから、指示の期間を毎年延長してきた。

3 香川県内水面漁場管理委員会指示

目 的：コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の重大な疾病であるコイヘルペスウイルス病のまん延防止。

指示対象：委員会指示は、漁業関係者のみならず、誰もが守らなければならない。

内 容：資料P 6、7のとおり

香川県内水面漁場管理委員会指示及び関連告示

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第12067条第1項及び第171130条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出しの制限、放流の制限及び遺棄の禁止について指示する。

平成17年6月3日

香川県内水面漁場管理委員会会長 羽田剛

1 指示の内容

（1）持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると香川県知事が認めた場合は、別に香川県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場から持ち出して食用若しくは加工用に供する場合又は公的機関が試験研究若しくは検査に供する場合は、この限りでない。

（2）放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ P C R (ポリメラーゼ連鎖反応) 検査で陰性が確認されたコイ群であること。

（3）遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

（4）1の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成17年6月3日から平成18年3月31日まで

（下線部は平成21年3月31日改正）

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一見 和彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。	漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。
1 略	1 略
2 指示の期間 平成17年6月3日から <u>令和4年3月31日まで</u>	2 指示期間 平成17年6月3日から <u>令和3年3月31日まで</u>

●香川県告示第371の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月3日

香川県知事 真鍋 武紀

津田川水系（津田川、谷川、梅檀川、蓑神川、古川、爛川、土井川、谷川、大条川、本村川、逆川、新名川）及びこれと連接一体をなす内水面

●香川県告示第373の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月7日

香川県知事 真鍋 武紀

鴨部川水系（鴨部川、天神川、川古川、大 笹川、末川、古川、地蔵川、清水川、切ノ川、滝ヶ原川、大出手川、筒井川、桜谷川、谷川）及びこれと連接一体をなす内水面

3 水産第 125447 号
令和 4 年 3 月 10 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見和彦様

香川県知事 浜田 恵造

コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示の発動について（要請）

平素は、内水面における漁場計画の策定や水産動物の採捕許可等の調整につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るための、コイの持ち出し制限及び放流制限等を内容とした貴委員会指示（平成 17 年 6 月 3 日付け香川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号）は、令和 4 年 3 月 31 日をもって失効します。

当該疾病については依然として全国で発生が認められ、これまでのまん延防止措置を令和 4 年度も継続、徹底すべきと考えられることから、引き続き貴委員会指示の発動を要請します。

令和4年度のコイヘルペスウイルス病まん延防止対策について

1 コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況

県内…平成17年に2件、18年に1件、21年に1件、25年に1件、30年に1件発生。

全国…平成16年の910件をピークに減少、26年は37件、27年は17件、28年は20件、29年は31件、30年は41件、令和元年は25件、令和2年は13件、令和3年は2件となった。

2 KHV病まん延防止対策に関する国からの通知

「こいの放流及びコイヘルペスウイルス確認水域からの持ち出し等について」

- ・天然水域におけるこいの放流・移植の安全確認及び汚染水域からの持ち出し(区画漁業権漁場からのものを除く。)の防止対策については、(中略)委員会指示を含め特段の対応について検討願いたい。
- ・こいの放流・移植にあたっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関による安全の確認を得た上で行う必要がある。
- ・KHVが確認された水域においては、(中略)当該水域からのこいの持ち出しを制限する必要がある。

(平成15年11月28日 水産庁沿岸沖合課長通知)

3 令和4年度のKHV病まん延防止対策

(1) 内水面漁場管理委員会による委員会指示の活用

4月1日以降の継続発動要請

- ・持ち出しの制限 (津田川、鴨部川水系)
- ・放流等の制限 (県内一円)
- ・遺棄の禁止 (県内一円)

(2) 県民、観賞魚業者、愛好家団体等への注意喚起

委員会指示が継続して発動された場合には、その遵守を促すほか、必要に応じて自衛策の徹底等について、文書、ホームページ等を利用して周知を図る。

(3) KHV発生時の対応

「コイヘルペスウイルス病対応の手引き」に沿って、適切に対応する。

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月 日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正前	改正後
1	略	1	略
2	指示の期間 平成17年6月3日から令和5年3月31日まで	2	指示の期間 平成17年6月3日から令和4年3月31日まで